（記載上の注意）
1．「未達債務算出時点」とは、各営業日における未達債務の額（法第43条第２項に規定する未達債務の額）の算出時点をいう。
2．「未達債務算出方法」は、為替取引に係る債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者を区分する方法を記載すること。

（第10面）

13．資金移動業の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）
日本標準産業分類表細分類により記載すること。

14．加入する認定資金決済事業者協会の名称

（第11面）

15．登録免許税領収書貼付欄

別紙様式第３号（第６条、第10条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）
年　月　日

財務（支）局長　殿

商　号
代表者の
氏　名　　印

誓約書

当社及び資金決済に関する法律第40条第１項第10号に規定する取締役等は、同項各号に該当しないことを誓約します。

別紙様式第４号（第６条関係）

（日本工業規格Ａ４）
年　月　日

財務（支）局長　殿

国　籍
国籍に属する国における住所又は居所
居　住　地
氏　名
（通称名　　）
生　年　月　日

誓約書

私は、資金決済に関する法律第40条第１項第10号イ及びロに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）
「氏名」は、役員本人が署名すること。